平成２９年（フ）第７７７号
仙台市宮城野区銀杏町32番21―203号
破産者　相澤　良則
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
宮城県登米市東和町米谷字根郭116番地３東和城内住宅３棟11号室
破産者　山内　重希
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１３４号
茨城県日立市折笠町553番地１
破産者　大津千代子（旧姓海老澤）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１７７号
東京都北区赤羽台１丁目３番８―612号、前住所東京都北区赤羽２丁目31番４号
破産者　荒川　高洋
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３６号
茨城県土浦市並木４丁目３番33号、住民票上の住所茨城県石岡市瓦谷2333番地３
破産者　藤岡　正弘
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２４１号
茨城県石岡市府中２丁目１番４号
破産者　田村　恵美
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡大泉町住吉９番13号　アリス大泉第４―１号館101号
破産者　水村　　明
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１７１１号
横浜市中区大平町93番地　伊藤コーポ102号
破産者　松本喜美男
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５号
長野県松本市征矢野２丁目４番12号　グランデュール降旗101、開始決定時の住所長野県松本市大手４丁目１―３　705　リバージュ松本縄手
破産者　眞嶋　正寿
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２５８号
静岡市駿河区宮竹１丁目17番１号　ヴェルデュール宮竹Ａ101、開始決定時の住所静岡市駿河区大谷3879番地
破産者　関谷　　登
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８号
愛知県一宮市苅安賀１丁目６番25号
破産者　ティガートランスポートこと　植村　正行
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１４９号
大阪市生野区巽東１丁目１番２号　ナティーイースト　705、前住所京都府相楽郡精華町光台７丁目１番地７
破産者　箱井　　孝
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３９号
大阪市東淀川区西淡路１丁目15番22号スタンドアップ東淀川401号
破産者　東谷　　壽
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９０号
大阪府吹田市南金田２丁目８番29号（６）
破産者　吉林世津子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１０号
大阪府枚方市東中振１丁目18番１―404号
破産者　桝谷　　仁
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８５号
大阪市西区江之子島２丁目１番37―2708号
破産者　應谷　隆信
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０７号
大阪府門真市下馬伏町６番１―３Ｃ号
破産者　芦澤三三子
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７４号
大阪府守口市大庭町２丁目20番15号
破産者　鈴木　　仁
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２３号
大阪市生野区巽東３丁目９番31―107号
破産者　森川　陽介
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部